

3 これまでのご質問・ご意見にお答えします



外国語の乗り入れ授業
(中学校教員による小学生への授業)

これまでのご質問・ご意見にお答えします ①

学校等に関すること

質問事項

回答

Q1 義務教育学校が開校するまでの間に、小学校で複式学級になる場合は複式学級にならないような対応ができるのですか

市教育委員会では、市小規模化対応方針において、全学年でクラス替えができるよりよい教育環境の実現をめざしています。

複式学級には、2つの学年の児童が同じ時間帯に、同じ教室で同時に授業を行うことに伴い、担任等による直接の指導が半分になる、授業中の声や音が交錯する、担任には高度な指導技術が必要になる等の課題があり、複式学級は回避すべきものと考えています。

屏水エリアにおける義務教育学校の新設に向けた4小学校の統合が決定した場合は、まずは教員の人事配置権を有する県教育委員会に対し、複式学級を回避するための教員の加配を強く要望し、複式学級の編成の回避を図ります。

なお、県内の厳しい教員不足等により、県による教員の加配が認められなかった場合は、市教育委員会で非常勤講師を配置し、複式学級を回避した形で授業を実施したいと考えています。

この場合において、非常勤講師は担任はできませんので、教員の中から担任を置き、協力連携しながら、円滑な学級運営に努めます。

Q2 義務教育学校と小中一貫校の違いはどういうものですか

義務教育学校、小中一貫校とも、小学校と中学校が連携して教育を行う学校ですが、義務教育学校は小中学校とは別の新しい学校であるのに対し、小中一貫校は、小中学校それぞれの組織で連携するものとなります。主な違いは、次の表のとおりです。

	義務教育学校	小中一貫校
設置根拠	条例	教育委員会規則
修業年限	前期課程6年・後期課程3年	小学校6年 中学校3年
学年編成	1・2・3・4・5・6・7・8・9年生	小学校1・2・3・4・5・6年生 中学校1・2・3年生
校長	1人	小学校1人・中学校1人
教職員	小中学校を合わせて一つの組織	小学校組織と中学校組織に分かれる
教員免許	原則として小学校と中学校の免許が必要 (当分の間はどちらか一方の所有でも可)	小学校 小学校免許が必要 中学校 中学校免許が必要

これまでのご質問・ご意見にお答えします ②

質問事項	回答
Q3 屏水エリアにおいて、小中一貫校ではなく、義務教育学校をめざす理由は何ですか	屏水エリアにおいては、小中一体型の施設で運営される義務教育学校の特長を活かし、また、屏水エリアの特色を踏まえた義務教育の9年間を見通した小中一貫教育を実施していきたいと考えています。 屏水エリアにおいては、小学校の児童は基本的に屏水中学校に進学しています。そうした状況の中で、4つの小学校が統合する場合は、いずれの小学校施設も老朽化が進んでおり、機能やスペース面でも児童を受け入れることができないため、校舎等の整備が必要になります。 そのため、児童が中学生になったら通学し、災害リスクも小さい現在の屏水中学校に校舎等を整備することによって、施設一体型の学校が可能になりますので、そうした施設の特長を生かすことができる義務教育学校を新設したいと考えています。
Q4 義務教育学校になった場合、通学路の整備やスクールバスの運行などの通学支援をどのように考えているのですか	現在の屏水中学校の場所に新設する義務教育学校への通学は、学校までの距離や発達段階に応じて、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を含むスクールバスが考えられます。 通学路については、児童生徒の視点に立った危険箇所等について、学校・保護者・地域・道路管理者・警察・市教育委員会による実地踏査を行い、必要に応じて通学路の整備を行います。 また、義務教育学校への通学に変更されたことによって、著しく通学距離が延びる場合等については、公共交通機関の利用を含むスクールバスの運行による通学支援を計画したいと考えています。この場合における運行要件・距離、運行ルート、停留所、運行時間等については、学校・保護者・地域・市教育委員会構成する協議会等で協議調整を行います。
Q5 義務教育学校における学童保育所はどのようなのですか	学童保育所は、子どもの安全確保の観点から、学校敷地内への設置を基本としています。そのため、義務教育学校の新設に合わせて、学童保育所は現在の屏水中学校の敷地内に設置することになると考えています。なお、運営体制については、今後検討していきます。また、学童保育所への通所にあたっては、学校の取組を踏まえて協議調整を図ってまいります。
Q6 屏水中学校敷地内に義務教育学校を整備する場合、運動場やテニスコートの確保等はどのように考えているのですか	施設整備にあたっては、児童生徒数の推計や配置される教職員の人数を踏まえ、必要となる機能が確保されるように計画します。その際は、適切な学校教育活動が実施できるよう、レイアウトや児童生徒及び車両の動線等を考慮してまいります。

これまでのご質問・ご意見にお答えします ③

質問事項	回答
Q7 義務教育学校では、小学校段階の児童と中学校段階の生徒と一緒に過ごすことになり、年齢の幅が広がりますが、安全は確保できるのですか	義務教育学校では、1年生と9年生など、心身の発達段階に大きな幅がありますので、そうした状況を踏まえた学校施設の整備・使用上の配慮、教育的な指導及び活動上のルールの確立が必要になると考えています。 学校施設の整備や使用にあたっては、児童生徒の活動スペースの適切な配置及び区分等により、義務教育学校の特長を活かした教育活動と安全確保のバランスが取れたものとなるようにします。加えて、児童生徒に対しては、学校でともに過ごす児童生徒の状況を理解し、相手の立場に配慮した使用ができるよう指導するとともに、そのためのルールづくりをしていきます。 なお、先進の義務教育学校では、異学年交流等により、児童生徒の目標意識の成長(上級生は下級生をリードし、サポートする自覚、下級生は上級生へのあこがれと規範意識の向上等)が見られています。屏水エリアの義務教育学校においても、そうした特長を活かせるよう、学校運営上の対応を図っていきます。
Q8 通学距離が長くなることを含め、子どもたちの教育環境が大きく変わり、不登校にならないか心配ですが、どのような対応を考えているのですか	義務教育学校の開校にあたっては、子どもたちが円滑に新しい学校になじめるよう、段階的・計画的な交流授業(通学の事前体験を含む)を行います。また、小学校の教職員を継続して配置することやクラス編成上の配慮を適宜行います。さらに、スクールカウンセラーの配置の拡充を行い、児童生徒の不安解消に努めます。 久留米市では、不登校関係者や経験者の方々の声を聴きながら、不登校児童生徒の支援を行っています。そのため、教育支援サポーターの活用、校内教育支援教室における相談・学習支援、学習アプリを利用したオンライン支援等も適切に活用しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を図ります。 義務教育学校は、小中学校間の児童生徒や教職員の連携が普段から行いやすく、いわゆる中1ギャップの解消に効果があるとされています。市教育委員会としましては、そうした特長も活かしながら、よりよい教育環境を構築してまいります。
Q9 義務教育学校が開校するまでの間に、山本小と草野小が統合することはあるのですか。	両校が統合した場合でも、全学年でクラス替えができる学校規模とならないため、また、同じ子どもが小学校統合と義務教育学校の開校という環境変化を複数回経験することは避けたほうがよいと考えていますので、統合する予定はありません。

これまでのご質問・ご意見にお答えします ④

質問事項	回答
Q10 義務教育学校の特別支援学級はどうなるのですか	義務教育学校においても、小中学校の特別支援学級と同じく、障害種別ごとに、児童生徒が最大8人で1つの学級が編制されます。なお、義務教育学校でも、1～6年生(小学校相当)と7～9年生(中学校相当)ごとに特別支援学級が編制されることになります。 授業についても、これまでの小中学校と同じく、1～6年生は、特別支援学級の担任が自立活動を含む全ての授業を行います。7～9年生は、特別支援学級の担任が自立活動の授業を行い、教科担当の教員が教科指導を行います。
Q11 義務教育学校になった場合は、入学式・卒業式はどうなるのですか	義務教育学校では、入学式は1年生、卒業式は9年生(中学校3年生相当)で行われます。なお、他市の事例では、前期課程6年間(小学校相当)の修了という節目に、6年生で「修了証明書授与式」や7年生で「進級式」を行っている学校もあります。 具体的な内容等については、今後検討していくこととなりますが、このような式典は、子どもたちの成長や人生の区切りとして意義があるものと考えています。
Q12 制服や体操服はどうなるのですか	今後、学校・保護者・地域・市教育委員会で構成する協議会等で協議調整を行います。なお、他市の例では、「中学生(7年生)になることの区切りを大切にするため、7年生から制服とする」「1年生から9年生まで制服にする」など、様々な事例が見られています。
Q13 義務教育学校の開校前後には、教職員の負担が増えるため、加配等の対応を行ってほしいと思います	義務教育学校は、久留米市で初めての新しい学校であり、施設整備を伴うものであるため、教職員の新たな業務が増えることが想定されます。そのため、具体的な準備状況に応じて、県教育委員会に対する教職員の加配の要望等を行っていきます。

これまでのご質問・ご意見にお答えします ⑤

質問事項	回答
Q14 小規模校のよさを活かした学校づくりを行ってきたので、義務教育学校になっても小規模校のよさは継承してもらいたい	小規模校では、一般的に次のような長所があるとされています。 ○ 児童生徒が意見や感想を発表できる機会や様々な活動でリーダーを務める機会が多くなる。 ○ 児童生徒の家庭状況等が把握しやすいため、保護者等と連携した生徒指導ができる。 ○ 異年齢の学習活動を組みやすい。 市教育委員会では、全学年でクラス替えができるよりよい教育環境を実現するとともに、義務教育学校の教育課程や学校活動等を具体的に編成していく際には、学校等と連携しながら、そうした長所を継承できるようにしていきたいと考えています。
Q15 義務教育学校の開校後も、地域と学校の関係が希薄とならないようにしてもらいたい	今後、義務教育学校の開校準備のための協議会等には、各校区から推薦された方々に参画していただくことを予定しています。そうした中で、義務教育学校になっても、学校・家庭・地域が連携する仕組みであるコミュニティ・スクールの充実について検討していきます。

Q16以降は市教育委員会以外の市の所管部局の回答です

まちづくり等に関すること

質問事項	回答
Q16 校区コミュニティ制度はどうなるのですか	久留米市のコミュニティ制度は、小学校区を基本単位としています。小学校統合に伴う各校区コミュニティ組織のあり方については、地域の皆様のご意向を尊重する形をとっております。 これまで小学校統合が行われた下田校区・浮島校区・青峰校区おきましても、地域の皆様のご意向を尊重し、校区コミュニティ組織は存続しており、令和8年度に統合する大橋校区におきましても同様に存続します。

これまでのご質問・ご意見にお答えします⑥

質問事項	回答
Q17 災害時の避難所や社会体育は、今後も使用できるのですか	本格的な利活用が決定するまでは、跡地の状況を踏まえながら、地域行事や社会体育活動、指定避難所などで引き続き利用できるよう調整を行ってまいります。
Q18 跡地の利活用は、どのように考えているのですか	学校施設の土地建物等の利活用については、現時点で未定です。今後、地域の皆様のご意見もお伺いしながら検討してまいります。



【お問い合わせ先】

久留米市教育委員会 教育部総務 学校規模チーム

TEL 0942-30-9213

FAX 0942-30-9719

Email kyousou@city.Kurume.lg.jp